

ファミリーデー

西原町児童生徒家族休暇制度



西原町児童生徒家族休暇制度について

<目的>

家族で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的としています。

<内容>

- ・ 試行期間 令和8年9月～令和9年3月
- ・ 対象 西原町立小学校及び中学校児童・生徒
- ・ 取得できる日数3日まで

※1日単位・分散取得可

- ・ 取得日の取扱いについては、欠席にはなりません

<手続き>

- ・ 1週間前までに「西原町家族休暇制度申請書」を各学校へ提出してください。

※始業式、終業式、入学式、卒業式等、取得できない日がありますので、各校のHPをご確認ください。

<その他>

- ・ 授業等の補習はありません。
- ・ 保護者とともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

【制度の概要】

◆試行期間

令和8年9月～令和9年3月

◆対象

西原町立小中学校の児童生徒

◆取得できる日数

3日まで

◆休暇の取扱い

出席停止

※欠席にはなりません。

◆取得できない日

学校行事等がある日、その他
学校が定める日

◆対象となる活動

保護者と過ごす活動であれば、特に制限はありません。

【届出について】

◆届出の期限

取得希望日の1週間前まで

◆届出の方法

1週間前までに「西原町家族
休暇申請書」を各学校へ提出
してください。

学校行事等の日は取得
できません。予め行事計
画をご確認ください。

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

西原町教育委員会教育総務課

電話:098-945-5039

■届出手続等に関すること

各学校にお問い合わせください。



【資料1】

「ファミリーデー」西原町児童生徒家族休暇制度について

令和8年7月
西原町教育委員会

1 目的

子どもたちが平日に、家族で過ごす時間を確保し、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として「西原町児童生徒家族休暇制度」を令和8年度9月から試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にならず、出席停止として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

3 試行期間

令和8年9月～令和9年3月

4 対象

西原町立小中学校の児童生徒

5 取得できる日数

3日まで(1日単位・分散取得可)

6 取得日の取扱い

出席停止(欠席にはなりません)

7 取得できない日

(1) 学校行事

- ・始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式、町教育の日(2月の第1土曜日)
- ・運動会、各種発表会、修学旅行、野外教育活動

(2) その他学校が定める日

※学校によって異なります。取得を希望の場合は必ず学校にご確認ください。

8 対象となる活動

保護者と過ごす活動であれば、特に制限はありません。

9 届出の期限

事前に学校と相談し、取得希望日の1週間前までに届け出てください。

10 届出の方法

「西原町家族休暇申請書」を各学校へ提出してください。

※申請書は、各学校 HP よりダウンロードしてください。

11 授業への対応

自主学習での対応となり、補習等はいりません。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様が児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

西原町家族休暇申請書

令和 年 月 日

学校長 殿

学校名：

児童生徒氏名： (年 組)

保護者氏名： ⑩

(連絡先： - - -)

<申請前チェック>下記事項を確認し、□に☑を入れてください
□「保護者向け説明資料」および「西原町児童生徒家族休暇制度 Q&A」を熟読しました。
□保護者の責任のもとで家族と過ごします。

「西原町家族休暇」を取得したいので、下記の通り申請いたします。

1. 申請期間

※ 1 日のみ取得する場合は上段のみ記入する。

令和 年 月 日 ~

令和 年 月 日 まで

2. 本申請を含む「家族休暇」総取得日数

日 / 3 日間

※ 学校記入欄

学校の許可	許可	不許可
-------	----	-----

「ファミリーデー」西原町児童生徒家族休暇制度 Q&A

令和8年7月
西原町教育委員会

Q1 「ファミリーデー」西原町児童生徒家族休暇制度とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するための制度です。保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得することができます。取得した日は欠席にならず、出席停止として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつ取得できますか

A3 学校行事がある日は取得できません。また、学校が取得できない日と定める日も取得できません。取得を検討する際は、予め学校の行事計画表等をご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 本制度では計画的な取得を推奨しており、学校も早めに把握することが必要なことから、可能な限り1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。